

入札公告

令和6年3月11日

次のとおり一般競争入札に付します。

支出負担行為担当官

横浜植物防疫所長 森田 富幸

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 : 横浜植物防疫所つくばほ場設備管理業務請負契約
- (2) 仕様等 : 入札説明書による
- (3) 履行期間 : 入札説明書による
- (4) 履行場所 : 入札説明書による

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、競争参加資格を有する者であること。
- (4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階
横浜植物防疫所総務部会計課 調達係
TEL 045-211-7151
- (2) 日時 令和6年3月11日から令和6年3月26日まで
(ただし、行政機関の休日を除く。午前9時～午後5時)

4. 入札方法

入札書には、仕様書等に記載する業務に関する経費等、この契約の履行に要する一切の諸経費を含めた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札した者は、担当者の指示に従い速やかに入札金額内訳書を提出すること。

5. 提出書類等

- (1) 提出書類 令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (2) 提出期限 令和6年3月26日（火） 午後5時まで
- (3) 提出場所 上記3の（1）に同じ（郵送可とする。）

6. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年3月27日（水） 午後2時 入札後直ちに開札を行う
- (2) 場 所 横浜植物防疫所 会議室（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階）
ただし、郵送による入札を行う者は、入札書を令和6年3月26日（火）午後5時までに
上記3の（1）に示す場所に必着するよう書留郵便にて郵送すること。
なお、電報、ファックスによる入札は認めない。

7. 入札保証金及び契約保証金

免除

8. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

9. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10. 契約書の作成の要否

要

11. その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/yok.html>）をご覧ください。

共通仕様書

【横浜植物防疫所つくばほ場設備管理業務】

仕様書 番号	件名
1	空気環境測定業務
2	消防設備点検業務
3	下水道排水分析業務
4	自家用電気工作物保安管理業務
5	貯水槽清掃消毒及び水質検査業務

履行場所及び住所	
横浜植物防疫所つくばほ場	〒305-0052 茨城県つくば市長峰1-7

その他

1. 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
2. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」及び別紙仕様書並びに関係法令を遵守し、対象設備の担当者の指示に従い、本業務を行うこと。
3. 作業を行う際に必要な最小限の電気・ガス・水道については、無償で 사용할 ことができることとする。
4. 作業の過程で発生する廃棄物は、関係法令等に基づき請負者が適切に回収、処分すること。
5. 各仕様書における詳細の実施日は、実施予定日の14日前までに生物検定担当職員と協議して決定すること。
6. 点検の結果、不具合が発見された場合、速やかに生物検定担当職員にその内容と対応案を報告すること。対応の実施については、発注者と協議すること。
7. 各仕様書の業務について、業務終了ごとに14日以内に報告書を横浜植物防疫所および履行場所に一部ずつ提出すること。
8. 関係法令に基づき各機関に報告が必要な場合は、点検終了後14日以内に報告を行うこと。
9. 請負者は契約締結後10日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日を除く）に仕様書番号1～5について履行場所ごとに作業実施者の一覧、管理体制図（連絡先含む）、業務対応に必要な国家資格等の免状等の写し及び「業務の実施に必要な知識及び経験を有する者」を作業実施者とする場合は、要件を確認できる資料を発注者に提出すること。又、作業従事者が変更する場合は、事前に報告すると共に上記の資料を再度提出すること。
10. 支払期限は、適法な支払い請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。
11. 本仕様について疑義がある場合には横浜植物防疫所総務部会計課調達係に問い合わせること。

仕様書 1

1. 件 名 空気環境測定業務
2. 履 行 場 所 共通仕様書のとおり
3. 実 施 時 期 5月、7月、9月、11月、1月、3月
及 び 回 数 6回
4. 仕 様 作業内容
 - ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「健康増進法」に準じた測定等業務の実施とその結果の評価を行うこと。
 - ・ 測定ポイントは、「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」に準じて決定すること。
なお、各施設の面積は「庁舎構造別面積」のとおり。
 - ・ 下記①～⑦の7項目について「建築保全業務共通仕様書令和5年版）」に準じて実施すること。
 - ① 浮遊粉塵の量 ⑤ 二酸化炭素
 - ② 一酸化炭素含有 ⑥ 気流
 - ③ 温度 ⑦ 照度
 - ④ 相対湿度
5. そ の 他 作業実施者は、空気環境測定実施者と同等以上の資格及び業務の実施に必要な知識及び経験を有する者とする。

庁舎構造別面積

庁舎等名	構造	面積(m ²)	竣工年月日
事務検査棟	W	691	H24. 5. 21
土壌消毒棟	R	527	H24. 5. 21
堆肥舎	R	88	H24. 5. 21
温室 1	R	221	H24. 5. 21
温室 2	R	199	H24. 5. 21
温室 3	R	199	H24. 5. 21
温室 4	R	199	H24. 5. 21
温室 5	R	199	H24. 5. 21
網室 1	R	232	H24. 5. 21
網室 2	R	232	H24. 5. 21
網室 3	R	939	H24. 5. 21
網室 4	R	939	H24. 5. 21
土壌病虫害検定施設	R	897	H29. 2. 28

仕様書 2

1. 件 名 消防設備点検業務
2. 履 行 場 所 共通仕様書のとおり
3. 実 施 時 期 機器点検 9～10月の間に1回実施
及 び 回 数 総合点検 1～2月の間に1回実施
4. 仕 様 作業内容
 - ・ 対象設備（別紙1「消防設備点検対象表」参照）について、「消防法17条の3の3」及び「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」並びに「建築基準法」に基づき、機器点検及び総合点検を実施すること。
点検終了後は、消防署等関係各所に報告を行うこと。
5. そ の 他 (1) 作業実施者は、消防設備点検資格者と同等以上の資格及び業務の実施に必要な知識及び経験を有する者とする。
(2) 点検に使用するテストヒーター等裸火を使用する場合は、必ず消火器を携行する等、防火に十分留意すること。

設備名称	項目	機器点検		総合点検	
		数量	単位	数量	単位
自動火災 報知設備	受信機P型1級 6回線	1	台	1	台
	差動式スポット型感知器	37	個	37	個
	定温式スポット型感知器	18	個	18	個
	煙感知器	50	個	50	個
	発信器	9	個	9	個
	電鈴	9	個	9	個
	表示灯	9	個	9	個
	電源装置	1	式	1	式
	運搬	1	式	1	式
誘導灯及び 誘導標識	避難口灯(小型)	7	個	7	個
	配線点検			1	式
消火器	外観点検粉末消火器・加圧	41	本	41	本
防火設備	連動制御盤 1回線	2	面	2	面
	煙感知器	4	個	4	個
	防火戸	1	面	1	面
	可動垂れ壁	1	台	1	台
	音響警報器	1	個	1	個
	電源装置	2	式	2	式
ガス漏れ 火災警報 設備	受信機個別電送式	2	台	2	台
	検知器一般型	23	個	23	個
	常用電源	2	式	2	式
	配線点検			1	式
	予備電源	2	式	2	式
発電設備 【設置場所】 事務検査棟 西側地上	発電設備形式	TDGP300KME			
	定格電圧	200V			
	発電出力	250kVA			
	製造会社	株式会社東京電機			
	機関名称	P126TI			
	機関出力	328PS			
	回転数	1500rpm			
	製造会社	株式会社池貝ディーゼル			
	使用燃料	軽油			
	台数	1台			

仕様書 3

1. 件 名 下水道排水分析業務
2. 履 行 場 所 共通仕様書のとおり
3. 実 施 時 期 及び 回 数
 - ・ 有機燐化合物 2週間に1回 (計26回)
 - ・ ベンゼン及びフェノール類
pH 1ヶ月に1回 (計12回)
 - ・ アンモニア性窒素 3ヶ月に1回 (計4回)
亜硝酸性窒素及び
硝酸性窒素等含有
量
4. 仕 様 (1) 水質測定
 - ・ 水質の測定は、「下水の水質の検定方法等に関する省令 (昭和37年厚生省・建設省令第1号)」に規定する検定の方法により行うこと。
 - ・ 測定のための試料は、9:00～17:00の間に、水深の中層部から採取すること。
 - ・ 試料の採取は、排出口又は除外施設等の出口で行うこと。

仕様書 4

1. 件 名 自家用電気工作物保安管理業務
2. 履 行 場 所 共通仕様書のとおり
3. 対 象 設 備 受電設備 電圧 6, 600V 設置容量 700kVA
非常用発電設備

発電設備形式	TDGP300KME
定格電圧	200V
発電出力	250kVA
製造会社	株式会社東京電機
機関名称	P126TI
機関出力	328PS
回転数	1500rpm
製造会社	株式会社池貝ディーゼル
使用燃料	軽油
台数	1台

4. 実 施 時 期
及 び 回 数

	受電設備	発電所	小出力 発電設備	配電線路
月次点検	隔月 1回	-	-	-
年次点検	年 1回			
臨時点検	必要の都度			

5. 仕 様

「電気事業法第43条第1項」に定められた自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を保安規定に基づいて実施すること。

実施にあたっては、「「自家用電気工作物の標準的な点検項目について」（主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部改正）平成21年5月経済産業省」に基づくものとする。

また、電気工作物の維持及び運用が適正に行われるように、指導・助言を行うこと。

6. そ の 他

現場監督者は、第3種電気主任技術者と同等以上の資格及び業務の管理に必要な知識及び経験を有する者とする。

仕様書 5

1. 件 名 貯水槽清掃消毒及び水質検査業務

2. 履 行 場 所 共通仕様書のとおり

3. 対 象 設 備 地上・上水式 有効数量： 5.0 m³ 1 基
地上・灌水式 有効数量： 10.0 m³ 1 基

4. 実 施 時 期 ・ 貯水槽清掃 ・ ・ ・ 10月
・ 水質検査 ・ ・ ・ 10月
・ 貯水槽管理
状況の検査 ・ ・ ・ 10月

5. 仕 様

(1) 貯水槽清掃

- ・ 貯水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質等を除去し洗浄すること。
- ・ 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除すると共に、タンク周辺の清掃を行うこと。
- ・ 清掃終了後、水道引き込み管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。
- ・ 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行うこと。
- ・ 貯水槽に通じている給水ポンプ及び配管は空気が入りやすい構造となっているため、空気が入ってしまった場合は、清掃終了後に空気を抜くこと。
- ・ 消毒薬は、有効塩素50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
- ・ 消毒薬は高圧洗浄機等を利用した吹き付け又はブラシ等を利用して行うこと。
- ・ 消毒に用いた排水は、タンク外に完全に排除すること。
- ・ 消毒終了後は、タンク内に人の出入りを禁止する措置を講じること。
- ・ 消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行うこと。

(2) 水質検査

- ・ 貯水槽清掃終了後、末端水栓にて水質検査用水を採水し、10項目水質検査（一般細菌・大腸菌・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度）を行うこと。
- ・ 検査基準値は、「水道法に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）」によること。
- ・ 検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省令第261号）「最終改正令和2年厚生労働省告示第95号」」によること。

(3) 貯水槽管理状況の検査

- ・ 貯水槽の周囲の状況を確認すること。
- ・ 貯水槽本体の状況を確認すること。
- ・ 貯水槽上部の状態を確認すること。
- ・ 貯水槽内部の状態を確認すること。
- ・ マンホールの状態を確認すること。
- ・ オーバーフロー管の状態を確認すること。
- ・ 通気管の状態を確認すること。
- ・ 水抜き管の状態を確認すること。
- ・ 給水管等の状態を確認すること。
- ・ 給水栓における簡易な水質検査(臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素)を確認すること。
- ・ 書類の整理及び保存の状態を確認すること。

6. その他

- (1) 作業監督者は、貯水槽清掃作業監督者と同等以上の資格及び業務の管理に必要な知識及び経験を有する者とする。
- (2) 業務実施報告書を書面で提出すること。